

株 主 各 位

岐阜県恵那市大井町180番地の1

株式会社 **バ"AA** ホールディングス

代表取締役会長兼社長 田代正美

## 第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2017年6月29日（木曜日）午前10時  
**（開始時刻が前年と異なっております。お間違えのないようお願い申し上げます。）**
2. 場 所 岐阜県多治見市十九田町2番地の8  
バロー文化ホール（多治見市文化会館）大ホール  
**（開催場所が前年と異なっております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。）**
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第60期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第60期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件
  - 第2号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件
  - 第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙による方法、又はインターネットによる方法より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2017年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。なお、議決権行使書面に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2017年6月28日（水曜日）午後5時までに行使してください。なお、インターネットにより複数回議決権行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

##### (3) インターネットと議決権行使書面の両方で議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.valorholdings.co.jp>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。
    - I. 事業報告に表示すべき事項のうち以下の項目  
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況  
会社の支配に対する基本方針
    - II. 連結株主資本等変動計算書
    - III. 連結計算書類における「連結注記表」
    - IV. 株主資本等変動計算書
    - V. 計算書類における「個別注記表」
  3. 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.valorholdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

ウェブ行使



### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書面に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2017年6月28日（水曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書面に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 （受付時間 9:00～21:00）

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 （受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（10名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当	所有する 当社株式数
1	たしろ まさみ 田代正美 1947年(昭和22年)6月9日生	1977年(昭和52年)4月 当社入社 1979年(昭和54年)11月 当社取締役 1984年(昭和59年)11月 当社常務取締役 1990年(平成2年)10月 当社専務取締役 1994年(平成6年)6月 当社代表取締役社長 2015年(平成27年)4月 当社代表取締役会長兼社長 (現任)	株 1,571,646
	(重要な兼職の状況) 株式会社バロー代表取締役社長 中部薬品株式会社取締役会長 株式会社食鮮館タイヨー代表取締役社長 株式会社公正屋代表取締役社長		
	(取締役候補者の選任理由) 田代正美氏は、1994年(平成6年)以来、当社の代表取締役社長を務めるとともに当社グループ子会社の代表取締役を兼務するなど、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当	所有する 当社株式数
2	しのはな あきら 篠花 明 1972年(昭和47年)9月25日生	2006年(平成18年)5月 当社入社 2011年(平成23年)2月 当社SM営業部長 2014年(平成26年)6月 当社取締役 2015年(平成27年)4月 当社常務取締役(現任) 当社管理本部長兼総務部長 2015年(平成27年)10月 当社総務人事部長兼リスク マネジメント部長 2017年(平成29年)1月 当社総務人事部長(現任)	株  8,400
	(重要な兼職の状況) 株式会社コアサポート代表取締役社長 株式会社バローファーム海津代表取締役社長 株式会社V F l o w e r 代表取締役社長 株式会社岐東ファミリーデパート代表取締役会長 株式会社牧歌コーポレーション代表取締役社長		
	(取締役候補者の選任理由) 篠花明氏は、当社の営業部門の責任者の経験とともに管理部門の責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。		
3	し づ け ひとし 志津 幸彦 1955年(昭和30年)12月15日生	1989年(平成元年)6月 当社入社 2005年(平成17年)1月 当社財務部長 2006年(平成18年)6月 当社取締役(現任) 2014年(平成26年)4月 当社財務本部長 2015年(平成27年)4月 当社財務経理部長兼情報シ ステム部長(現任)	株  16,700
	(取締役候補者の選任理由) 志津幸彦氏は、当社の経理、財務部門及び情報システム部門の責任者の経験とともに管理部門の責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当	所有する 当社株式数
4	よねやま さとし 米 山 智 1972年(昭和47年)8月13日生	1996年(平成8年)4月 アクセンチュア株式会社入社 2006年(平成18年)9月 カート・サーモン・アソシエイツ入社 2009年(平成21年)1月 ワタミフードサービス株式 会社入社 経営企画部長 2011年(平成23年)4月 ワタミ株式会社 執行役員総 合企画室長 2013年(平成25年)1月 フロンティア・ターンアラウ ンド株式会社入社 マネージ ング・ディレクター 2014年(平成26年)1月 当社入社 2015年(平成27年)4月 当社SM事業統括本部長 2015年(平成27年)6月 当社取締役(現任) 2015年(平成27年)10月 株式会社バロー取締役事業 統括本部長(現任)	株  500
(重要な兼職の状況) 株式会社バロー取締役事業統括本部長 株式会社主婦の店商事中部本社代表取締役社長 株式会社福井中央漬物代表取締役社長			
(取締役候補者の選任理由) 米山智氏は、経営コンサルタントや他の事業会社での経営の経験とともに、当社のスーパーマーケット事業会社の責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。			
5	しだら まさみ 設 楽 雅 美 1958年(昭和33年)1月30日生	1981年(昭和56年)4月 当社入社 2010年(平成22年)3月 当社広域流通部長 2014年(平成26年)7月 当社SM商品部長 2015年(平成27年)6月 当社取締役(現任) 2015年(平成27年)10月 株式会社バロー取締役商品 部長(現任)	株  15,600
(重要な兼職の状況) 株式会社バロー取締役商品部長 株式会社Vソリューション代表取締役社長			
(取締役候補者の選任理由) 設楽雅美氏は、当社のスーパーマーケット事業会社の商品調達・商品開発の責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当	所有する 当社株式数
6	わがと もりさく 和賀登 盛作 1959年(昭和34年)5月4日生	1983年(昭和58年)12月 株式会社富士屋入社 2000年(平成12年)1月 当社HC商品部長 2004年(平成16年)7月 当社HC営業部長 2011年(平成23年)6月 当社取締役(現任) 2014年(平成26年)1月 当社HC営業部長 2015年(平成27年)10月 株式会社ホームセンターバロー代表取締役社長(現任)	株  18,400
(重要な兼職の状況) 株式会社ホームセンターバロー代表取締役社長			
(取締役候補者の選任理由) 和賀登盛作氏は、当社のホームセンター事業会社の責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。			
7	やました たかお 山下 隆夫 1958年(昭和33年)12月24日生	1978年(昭和53年)12月 株式会社富士屋入社 1998年(平成10年)1月 当社HC営業部長 2008年(平成20年)5月 当社HC事業統括本部長代理 2010年(平成22年)6月 当社取締役HC事業統括本部長兼HC営業部長 2015年(平成27年)10月 株式会社ホームセンターバロー常務取締役(現任) 2017年(平成29年)4月 当社開発・資産管理部 部長(現任)	株  18,600
(重要な兼職の状況) 株式会社ホームセンターバロー常務取締役 ※山下隆夫氏は、2017年6月下旬開催の株式会社ホームセンターバローの定時株主総会終結の時をもって、任期満了により同社の取締役を退任する予定であります。			
(取締役候補者の選任理由) 山下隆夫氏は、当社のホームセンター事業会社の責任者の経験や、出店・資産管理に関する知見を有するなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当	所有する 当社株式数
8	よこやま さとる 横山 悟 1956年(昭和31年)2月21日生	1994年(平成6年)4月 当社入社 1998年(平成10年)1月 株式会社アクロス代表取締役社長(現任) 2006年(平成18年)6月 当社取締役(現任)	株 6,940
	(重要な兼職の状況) 株式会社アクロス代表取締役社長		
	(取締役候補者の選任理由) 横山悟氏は、1998年より当社のスポーツクラブ事業子会社の代表取締役を務め、また2006年より当社取締役を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。		
9	もり かつゆき 森 克幸 1961年(昭和36年)6月22日生	1992年(平成4年)5月 マルダイタチャ株式会社(現株式会社タチャ)入社 2006年(平成18年)1月 同社代表取締役社長(現任) 2007年(平成19年)1月 株式会社サンフレンド(現株式会社食鮮館タイヨー)代表取締役社長 2015年(平成27年)6月 当社取締役(現任)	株 7,000
	(重要な兼職の状況) 株式会社タチャ代表取締役社長		
	(取締役候補者の選任理由) 森克幸氏は、2006年より当社のスーパーマーケット子会社の代表取締役を務め、また2015年より当社取締役を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当	所有する 当社株式数
	たかすもとひこ 高巢基彦 1974年(昭和49年)1月22日生	1996年(平成8年)4月 中部薬品株式会社入社 2011年(平成23年)3月 同社商品部長 2012年(平成24年)1月 同社事業本部長 (現任) 2013年(平成25年)6月 同社取締役 2015年(平成27年)6月 同社常務取締役 (現任)	株  1,200
10	(重要な兼職の状況) 中部薬品株式会社常務取締役事業本部長		
	(取締役候補者の選任理由) 高巢基彦氏は、2012年より当社のドラッグストア子会社の責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。		

- (注) 1. 山下隆夫氏(候補者番号7)、高巢基彦氏(候補者番号10)は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 重要な兼職の状況に記載の以下の法人は、当社の子会社であります。
- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 株式会社バロー        | 中部薬品株式会社        |
| 株式会社食鮮館タイヨー    | 株式会社公正屋         |
| 株式会社コアサポート     | 株式会社バローファーム海津   |
| 株式会社V Flower   | 株式会社岐東ファミリーデパート |
| 株式会社主婦の店商事中部本社 | 株式会社福井中央漬物      |
| 株式会社Vソリューション   | 株式会社ホームセンターバロー  |
| 株式会社アクトス       | 株式会社タチヤ         |
4. 本議案における取締役候補者には、社外取締役候補者はありませんが、監査等委員である取締役4名のうち、増田陸奥夫氏、秦博文氏、伊藤時光氏の3名が社外取締役であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当社は各氏を両取引所に届け出ております。

**第2号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって、取締役中村純二氏及び安原千佳世氏が退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に基づき退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
なかむら じゅんじ 中村 純二	2001年(平成13年)6月 当社取締役 2006年(平成18年)6月 当社常務取締役 2010年(平成22年)3月 当社専務取締役 現在に至る
やすはら ちかよ 安原 千佳世	2012年(平成24年)6月 当社取締役 現在に至る

また当社は、本定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、当社取締役会において決議いたしました。

これに伴い、現在、在任中の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）5名に対し、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、贈呈の時期は、取締役を退任する時にいたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役会にご一願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
たしろ まさみ 田代 正美	1979年(昭和54年)11月 当社取締役 1984年(昭和59年)11月 当社常務取締役 1990年(平成2年)10月 当社専務取締役 1994年(平成6年)6月 当社代表取締役社長 2015年(平成27年)4月 当社代表取締役会長兼社長 現在に至る
しのはな あきら 篠花 明	2014年(平成26年)6月 当社取締役 2015年(平成27年)4月 当社常務取締役 現在に至る
しづ ゆきひこ 志津 幸彦	2006年(平成18年)6月 当社取締役 現在に至る
よねやま さとし 米山 智	2015年(平成27年)6月 当社取締役 現在に至る
しだら まさみ 設楽 雅美	2015年(平成27年)6月 当社取締役 現在に至る

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

#### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬は、現在、「基本報酬」、「賞与」、「ストックオプション」及び「退職慰労金」により構成されておりますが、取締役に対する役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止し、それに替わるものとして取締役に対する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を新たに導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、当社の株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、2016年6月30日開催の第59期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額4億円以内）とは別枠で、新たな株式報酬を、2018年3月末で終了する事業年度から2022年3月末で終了する事業年度までの5年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件」が原案どおり可決されますと、本株主総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は10名となります。

#### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、下記【ご参考】をご参照下さい。

##### (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は5年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金3億円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を一括して取得します（自己株式処分による取得又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によりま

す。)

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を5年以内の期間を定めて都度延長（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役へ交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、その延長する信託期間の年数に金60百万円を乗じた金額を上限として本信託に金銭を追加抛出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与及び後記(4)の当社株式の交付を継続します。

但し、前記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### (3) 取締役へ給付される当社株式数の算定方法と上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の当社が定める所定の日に、役位等に応じたポイントを付与します。但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり50,000ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、前記①で付与を受けたポイントの数に応じて、後記(4)の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

### (4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する前記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

## 【ご参考】

(2017年5月9日付「役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬制度の導入に関するお知らせ」抜粋)

### 1. 本制度導入の目的

当社の取締役の報酬は、現在、「基本報酬」、「賞与」、「ストックオプション」及び「退職慰労金」により構成されておりますが、取締役に対する役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止し、それに替わるものとして取締役に対する株式報酬制度（本制度）を新たに導入するものです。

本制度は、当社の株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当社の取締役に対する本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。

### 2. 役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、本株主総会終結の時をもって廃止し、取締役に對し、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を行うこととし、またその贈呈の時期については当該取締役の退任時に支払うこととする旨の議案を本株主総会に付議いたします。

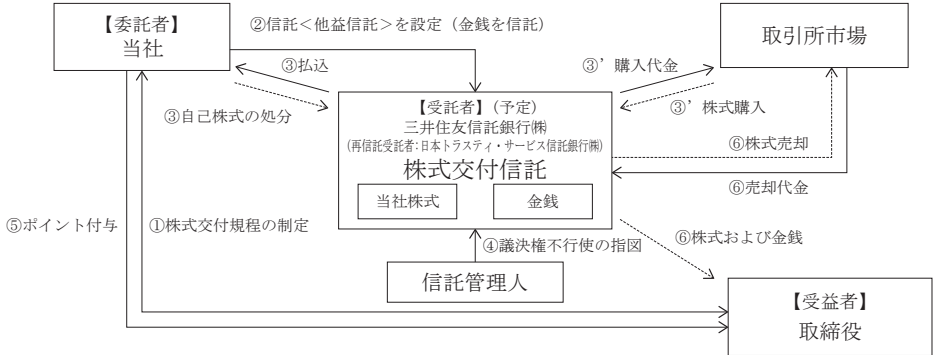
なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

### 3. 本制度の概要

#### (1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
  - ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
  - ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式処分による取得又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
  - ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社から独立している者とします。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して不行使の指図をし、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
  - ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
  - ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。
- なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、後記(7)に従って交付を行うために必要となるものが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

### (3) 信託期間

信託期間は、2017年8月（予定）から2022年9月（予定）までの約5年間とします。但し、後記(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

### (4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

本信託の当初の信託期間は5年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金3億円を上限とする金銭を対象期間（2018年3月末で終了する事業年度から2022年3月末で終了する事業年度までの5年間）中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を一括して取得します（自己株式処分による取得又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を5年以内の期間を定めて都度延長（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、その延長する信託期間の年数に金60百万円を乗じた金額を上限として本信託に金銭を追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(6)のポイント付与及び後記(7)の当社株式の交付を継続します。

但し、前記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### (5) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場（立会外取引を含みます。）からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が



生じた場合には、前記(4)の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 各取締役が付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の当社が定める所定の日に、役位等に応じたポイントを付与します。但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり50,000ポイントを上限とします。

(7) 各取締役に対する当社株式の交付

取締役は、前記(6)で付与を受けたポイントの数に応じて、後記の手に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。



(ご参考：本信託の概要)

- ① 名称：役員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社  
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります。
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託契約の締結日：2017年8月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：2017年8月（予定）
- ⑨ 信託の期間：2017年8月（予定）～2022年9月（予定）

以 上

#### 第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2008年6月26日開催の当社第51期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を導入いたしました。さらに、同対応方針は、2014年6月26日開催の当社第57期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただき、更新されております（当該2度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期間は、2017年3月期に関する当社定時株主総会の終結の時までであり、2017年6月29日開催予定の当社第60期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了いたします。

当社は、2017年5月9日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを別添のとおり修正して更新することを決定いたしました（当該3度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下「本プラン」といいます。）。本プランは、旧プランに形式的な文言等の修正を行っておりますが、内容を実質的に変更している箇所はございません。なお、本プランの具体的な内容を決定いたしました取締役会には、当社の監査等委員である取締役が全員出席し、いずれも本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

本議案は、本プランについて株主の皆様のご意思を適切に反映させるため、株主の皆様のご議決権の過半数の賛成をもってのご承認をお願いするものであります。

(別 添)

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社グループとしての企業価値の源泉、及び当社グループが保有する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為（下記Ⅲ 2. (3)①で定義されます。以下同じとします。）であっても、当社の企業価値を増大させ、株主共同の利益を向上させるものであれば、これを否定するものではありません。当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきものであると認識しております。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象会社への大量買付行為において、その目的から見て企業価値の向上及び株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えており、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 企業価値の源泉

当社グループは、1958年（昭和33年）岐阜県恵那市に「株式会社主婦の店」として設立された、セルフサービスを採用したスーパーマーケット1号店である「恵那店」をその起源としております。

その後、スーパーマーケット事業の他にドラッグストア事業、ホームセンター事業、スポーツクラブ事業をチェーン展開するとともに、効率的な流通網の構築に向けて製造・加工業、卸売業、物流業に着手し、店舗運営を支える設備メンテナンス業や資材卸売業等を傘下に持つグループ企業として成長を続けて参りました。

このように各種の事業を展開しております当社グループの企業価値創造の源泉は、以下の3点であると考えております。

①チェーンストア経営に基づくオペレーションの単純化・標準化

②事業の多角化とそのノウハウの共有によるシナジー効果

③製造小売業への進化

その中でも特に、製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」としてのビジネスモデル構築を目指し、「事業規模の拡大」、「製造小売業への進化」、「現場力の強化」を「3つの歯車」とする経営戦略を体系化しており、今後もこれらの歯車をバランスよく組み合わせ、そのスピードを加速することにより、中長期的な企業価値の向上を図って参ります。

## 2. 中期経営計画に基づく取組み

また、当社グループは、2018年3月期を最終年度とする「パローグループ中期3ヵ年経営計画」の実現に取り組んでおります。経営戦略にもある「3つの歯車」を柱に、経営効率の改善を図るとともに、次なる成長への基盤を確立します。また、この中期経営計画の遂行を通じ、お客様、お取引先様、株主の皆様等の多様なステークホルダーとの新たな関係性構築を目指しております。

なお、その概要は以下のとおりであります。

①基本方針

「経営効率の改善と次なる成長への基盤確立」

②重点施策

中核となるスーパーマーケット事業につきましては、商品構成の改善や既存店の改装により、既存店の競争力を向上し、収益性の改善を図ります。また、近年整備してきたインフラの稼働率を高めるとともに、商品力の向上や店舗業務の効率化に取り組めます。さらに、次なる成長に向けて、ドラッグストア事業やホームセンター事業を牽引事業と位置づけ、業容の拡大を図るとともに、2015年10月1日付で持株会社体制へ移行し、事業会社の成長と、持株会社によるガバナンス強化を促す新たな組織基盤を構築いたします。

③配当方針

今後の長期的・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、連結配当性向25%を中長期的目標としております。

なお、この中期経営計画の期間終了後については、改めて新たな中期経営計画を策定し、公表する予定であります。

## 3. コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、2015年6月より適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードに対応するため、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、その対応状況等の内容を記載した「コーポレートガバナンス報告書」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

また当社は、2015年6月開催の当社第58期定時株主総会の承認を得て、同年10

月より持株会社体制へ移行しました。これにより、当社が当社グループの戦略機能を担い、経営資源の最適配分により企業価値の最大化を図るとともに、事業会社の業務執行に対する監督機能を担うことでガバナンスの強化を推進する体制としました。また、持株会社と事業会社の組織体制を見直すとともに、責任と権限を明確化し、業務執行の迅速化と監督機能の強化を図っております。なお、業務執行の迅速化に向けては「グループ経営執行会議」を設置し、事業会社の投資案件等の決裁を行うとともに、各事業会社の経営課題等を共有しております。

2016年には、同年6月開催の当社第59期定時株主総会の承認を得て、監査等委員会設置会社に移行し、更にガバナンスの強化を図る体制としました。

当社取締役会は、持株会社の業務執行及び事業会社の業務執行を行う監査等委員でない取締役10名と監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の計14名で構成されております。なお社外取締役3名は、いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

また、社内取締役2名と社外取締役2名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、取締役会の透明性を確保しております。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン更新の目的

当社は、上記Ⅰの基本方針に記載のとおり、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に資する大量買付行為自体を否定するものではありません。しかしながら、当社の企業価値の源泉であるビジネスモデル等を理解せず、一部の事業や資産に着目した、短期的な利益実現を目的とした大量買付行為が行われる可能性は否定できないと考えております。

当社としては、このような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（下記2.(3)①で定義されます。以下同じとします。）及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えたうえで、以下のとおり本プランとして更新することを決定いたしました。本プランは、大量

買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、2017年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「ご参考①」のとおりであります。また、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

### (2) 本プランの更新手続—本定時株主総会における承認

旧プランは、2014年6月26日開催の当社第57期定時株主総会による承認を得たものでありますが、本プランの更新についても、株主の皆様の意思を適切に反映するため、本定時株主総会における決議によるご承認をいただくことを条件とします。

### (3) 本プランの発動に係る手続

#### ① 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>が保有<sup>3</sup>する当社の株券等に係る株券等保有割合<sup>4</sup>の合計
- ii. 当社の株券等<sup>5</sup>の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為を行う者が所有<sup>6</sup>し又は所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者<sup>7</sup>が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合<sup>8</sup>の合計

のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受け若しくはこれらに類似する行為又はその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有者をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下iiにおいて同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

## ② 本プランの開示及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（<http://valorholdings.co.jp/>）に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、



当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。)

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容並びに当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行可能性等を含みます。)
- iv. 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容
- v. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）の概要
- vi. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- vii. 大量買付行為後の当社及び当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策並びに資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。)
- viii. 大量買付行為後の当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他のステークホルダーの処遇方針
- ix. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針



- x. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容
- xi. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- xii. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様の開示いたします。また、大量買付者から当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部について開示いたします。

### ③ 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様にお買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、直ちにその旨並びに下記の取締役会評価期間の始期及び終期を大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様にお開示いたします。当社取締役会は、原則として、当該大量買付者による大量買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の買付け等の場合には大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内、その他の方法による場合は90日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にお開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役

会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、直ちに株主の皆様へ開示いたします。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ④ 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会は3名以上5名以下の委員により構成され、公正で中立的な判断を可能とするため、委員は、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役、監査役、執行役もしくは執行役員として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン更新時の独立委員会の委員には、いずれも当社の監査等委員である社外取締役の増田陸奥夫氏、秦博文氏及び伊藤時光氏の合計3名が就任する予定です。

なお、各委員の略歴は、別紙1「独立委員会の委員の氏名及び略歴」記載のとおりです。

また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。

#### ⑤ 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、監査等委員である取締役を含む当社取締役全員の一致により発動の決議をすることとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役

会が適切と判断する事項について、直ちに株主の皆様へ開示いたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

⑥ 対抗措置の発動の条件

- i. 大量買付者が本プランに定める手続を遵守せずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとします。

- ii. 大量買付者が本プランに定める手続を遵守して大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続を遵守して大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続を遵守して大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価

値及び株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買取である場合
  - (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買取である場合
  - (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取である場合
  - (iv) 会社の高額資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って株式を高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取である場合
  - (v) 当社の株券等の買付条件（買付代金・対価の種類、大量買付行為の時期・方法、大量買付行為後の経営方針又は事業計画、大量買付行為後の当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買取である場合
  - (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買取である場合
  - (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
  - (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
  - (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買取である場合
    - a. 顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
    - b. 当該時点に対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないか又は回避することができないおそれがある場合
- ⑦ 当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定
- 当社取締役会は、上記⑥ i 又は ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動に関する決定を行います。
- 当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決定を行った場合、直ちに

当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様を開示いたします。大量買付者は、取締役会評価期間経過後又は当社取締役会から不発動決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様を開示いたします。

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙2「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には、調整後の株数）が交付されます。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

更に、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会

が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2020年3月期に関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえたうえで、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合があります。

なお、本プランは2017年5月9日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

また、2020年3月期に関する当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行ったうえで、本プランの更新の可否、又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただき予定です。

3. 株主・投資家の皆様へ与える影響

(1) 本プランの更新時に株主・投資家の皆様へ与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主・投資家の皆様へ与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②記載の手続により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得



し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

- (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主・投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様振替口座に当社普通株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

- (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

① 本新株予約権の行使の手続

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの）とします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むこ

とにより、本新株予約権1個につき1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には、調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、ご注意ください。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細等につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決議された後、株主の皆様へ開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

**IV. 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）**

当社取締役会は、本プランが、以下の理由により、上記Iの基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社従業員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。



2. 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること  
本プランは、上記Ⅲ記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただき、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として更新されるものです。
3. 株主意思を重視するものであること  
本プランは、更新にあたり株主の皆様のご意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ 2. (2)記載のとおり、本定時株主総会において、本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案が承認されない場合、本プランは更新されません。更に、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。  
また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。
4. 独立性の高い社外者の判断の重視  
当社は、上記Ⅲ 2. (3)④記載のとおり、本プランの更新にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。  
当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。
5. 合理的な客観的要件の設定  
本プランは、上記Ⅲ 2. (3)記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。
6. 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得  
本プランは、上記Ⅲ 2. (3)③及びⅢ 2. (3)⑤記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地

位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2. (5)記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は監査等委員を除く取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

## 独立委員会の委員の氏名及び略歴

増 田 陸奥夫（ますだ むつお） 1944年(昭和19年)生

- 1969年(昭和44年) 4月 農林中央金庫入庫
- 2004年(平成16年) 6月 同庫 代表理事副理事長
- 2005年(平成17年) 6月 同庫退任
- 2007年(平成19年) 9月 農業経営サポート研究会 会長
- 2008年(平成20年) 9月 株式会社えいらく 会長
- 2009年(平成21年) 9月 一般社団法人日本食農連携機構 理事長（現任）
- 2015年(平成27年) 6月 当社社外取締役
- 2016年(平成28年) 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

秦 博文（はた ひろふみ） 1951年(昭和26年)生

- 1979年(昭和54年)10月 監査法人八木・浅野事務所（現新日本有限責任監査法人）入所
- 1999年(平成11年) 5月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員
- 2007年(平成19年) 7月 日本公認会計士協会 理事
- 2014年(平成26年) 6月 新日本有限責任監査法人退任
- 2014年(平成26年) 7月 公認会計士秦博文事務所 所長（現任）
- 2015年(平成27年) 6月 当社社外取締役
- 2015年(平成27年) 6月 佐藤食品工業株式会社 社外監査役（現任）※
- 2016年(平成28年) 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

※ 秦博文氏は、2017年6月開催の佐藤食品工業株式会社の定時株主総会終結の時をもって社外監査役を退任し、同社の社外取締役役に就任する予定であります。

伊 藤 時 光（いとう ときみつ） 1954年(昭和29年)生

- 2006年(平成18年) 7月 名古屋国税局総務部国税広報広聴室長
- 2012年(平成24年) 7月 名古屋国税局総務部総務課長
- 2014年(平成26年) 7月 名古屋中税務署長
- 2015年(平成27年) 8月 伊藤時光税理士事務所 所長（現任）
- 2016年(平成28年) 6月 株式会社ウツノ 社外監査役（現任）
- 2016年(平成28年) 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

増田陸奥夫氏、秦博文氏及び伊藤時光氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。増田陸奥夫氏、秦博文氏及び伊藤時光氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

## 新株予約権の要項

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）で定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

### 2. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

### 4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株以下で当社取締役会が定める数とする。ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

### 5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

- ① 当社が、割当期日後、当社株式の分割若しくは併合又は合併若しくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。
- ② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知又は定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

### 6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

### 7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は1円とする。

### 8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」

という。)とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知又は公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

## 9. 新株予約権の行使条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

- a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、
  - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
  - II 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為を行う者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。
- b. a. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
- c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
- e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
- f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
- g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。  
ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、若しくはその特別関係者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益を害しないと当社取締

役会が認めた者は、これに該当しないこととする。)

- ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 10. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
- ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

#### 11. 新株予約権の行使又は当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使又は当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

#### 12. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### 13. 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

#### 14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

#### 15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

#### 16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書

式によるものとする。)に必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正又は廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正又は廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考①)

### 大株主の状況

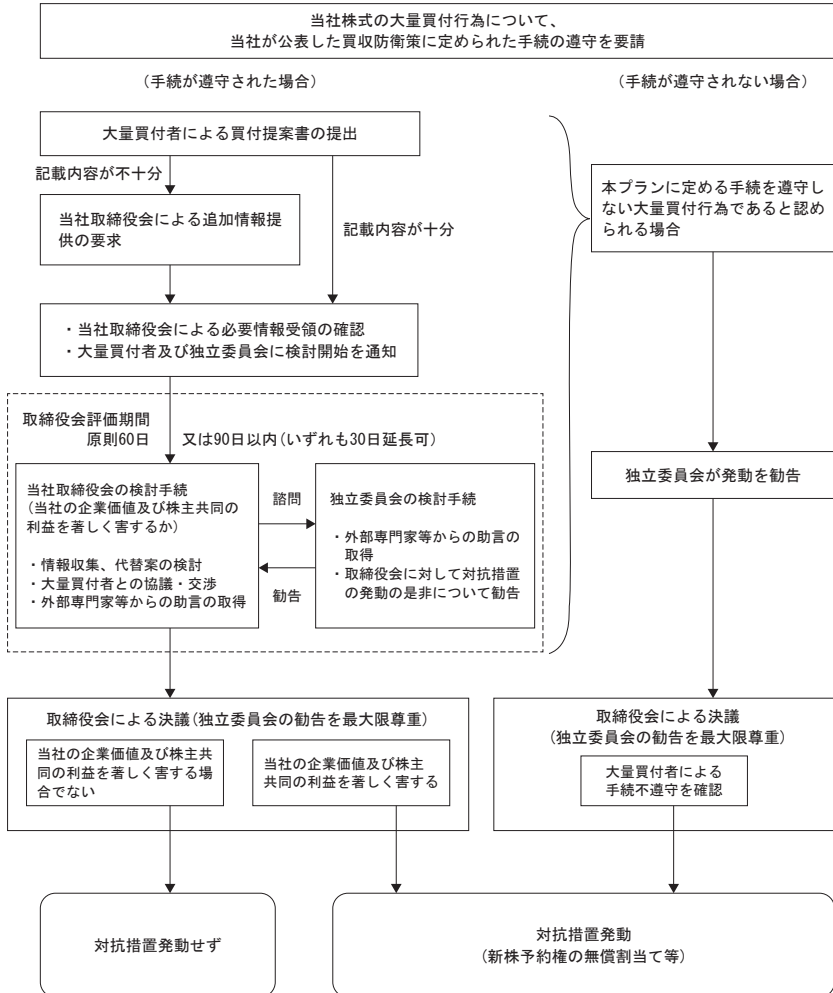
2017年3月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

順位	氏名又は名称	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式の割合(%)
1	農 林 中 央 金 庫	2,542,800	4.82
2	株 式 会 社 十 六 銀 行	2,536,240	4.81
3	公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	2,400,000	4.55
4	田 代 正 美	1,571,646	2.98
5	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託)	1,426,500	2.70
6	伊 藤 友 子	1,360,500	2.58
7	株 式 会 社 子 雲 社	1,326,800	2.51
8	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,256,240	2.38
9	シービーニューヨーク オフィス エスアイシーアーヴァー	1,213,270	2.30
10	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託)	1,172,500	2.22

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 上記のほか、当社が自己株式1,529,642株を保有しております。



### 当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出の持ち直しを背景に緩やかな回復基調が続いたものの、個人消費は伸び悩み、力強さを欠く展開となりました。また、英国の欧州連合（EU）離脱交渉や米国新政権の政策等による世界経済への影響が懸念されるなど、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。小売業界におきましては、業態を越えた競争の激化や人員の不足感の高まり等を受け、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社グループは中期3ヵ年経営計画の2期目として、スーパーマーケットの既存店強化やインフラの効率的活用を図る「構造改革の推進」、ドラッグストア及びホームセンター事業の業容拡大を目指す「成長ドライバーの育成」、事業会社の成長とガバナンスの強化を促す「組織基盤の強化」に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は前年同期比4.6%増の5,205億30百万円となりました。営業利益は前年同期比7.5%減の154億39百万円に、経常利益は前年同期比4.7%減の167億62百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比2.2%減の105億22百万円となりました。なお、グループ全体の店舗数は、当連結会計年度末で745店舗となっております。

セグメント業績は次のとおりであります。

#### <スーパーマーケット(SM)事業>

SM事業の営業収益は3,365億55百万円（前年同期比2.2%増）、営業利益は97億38百万円（前年同期比1.5%減）となりました。

同事業につきましては、前期までに「バックシステム」としてのインフラ拡充がひとまず終了したことから、「フロント」にあたる店舗競争力や商品力の向上に取り組まれました。SMバローでは18店舗の改装を行い、生鮮部門を強化し、品揃えの「幅」と「深さ」を追求した競争力あるフォーマットへの転換を進めました。原則として折込チラシを出さず、生鮮部門を中心に変化ある売場づくりを進めるEDLP（エブリディ・ロー・プライス）政策は、前期までの6店舗に、上記改装店舗のうち販売政策を変更した2店舗、平成28年10月に開設した「SMバロー寝屋川店」（大阪府寝屋川市）、同12月に開設した「SMバロー茶が崎店」（滋賀県大津市）を加えた計10店舗へ展開を拡大いたしました。

また、インフラを活用した商品開発にも注力し、惣菜の製造・販売を担う中部フーズ株式会社では、自社開発商品のリニューアルを定期的に行い、和惣菜をは

はじめとするベーシックな商品の食感や風味を改良しました。調理方法を見直した焼き鳥につきましては、販売計画の遂行力向上により販売量が拡大するなど、店舗における商品育成にも取り組みました。平成29年3月には商品力の向上を目的として、惣菜専門店「デリカキッチンKITTE名古屋店」（愛知県名古屋市中村区）を開設いたしました。

店舗につきましては、SMバロー5店舗、タチヤ1店舗、食鮮館タイヨー1店舗を開設するとともに、平成28年8月に山梨県東部でスーパーマーケット5店舗を展開する株式会社公正屋を子会社化し、SMバロー2店舗、食鮮館タイヨー1店舗を閉鎖した結果、当連結会計年度末現在のSM店舗数は275店舗となりました。SMバローの既存店売上高は前年同期比1.3%減となりましたが、連結業績に加わった株式会社公正屋や株式会社タチヤの伸張が寄与し、増収を確保いたしました。インフラの効率改善は引き続き進展したものの、競争の激化が店舗収益に影響し、減益となりました。

#### <ドラッグストア事業>

ドラッグストア事業の営業収益は1,070億45百万円（前年同期比12.5%増）、営業利益は26億92百万円（前年同期比1.6%減）となりました。

愛知県・岐阜県を中心に店舗網を拡充し、40店舗を新設、4店舗を閉鎖した結果、当連結会計年度末現在の店舗数は337店舗となりました。高水準の出店と併せて、移転とスクラップ&ビルドによる増床3店舗を含む計21店舗で改装を行い、競争力の更なる強化を図りました。今後の事業環境を見据え、立地特性に応じた店づくりを進め、大幅に改装した大型店3店舗では、食品部門の充実や100円均一コーナーの設置により利便性を高めながら、核となる医薬品や化粧品を強化し、提案型陳列の導入やカウンセリングコーナーの拡張を図りました。そのうち、平成28年10月に改装した「V・ドラッグ豊川店」（愛知県豊川市）、平成29年3月に改装した「V・ドラッグ東郷西店」（愛知県愛知郡東郷町）では新たな客層を獲得するため、惣菜・ベーカリー売場を設置し、中部フーズ株式会社が店内製造・販売業務を担っております。

同事業につきましては、食品部門が引き続き好調に推移し、中部薬品株式会社の既存店売上高は前年同期比で4.6%増加し、前期から当期にかけて開設した店舗も寄与しました。診療報酬改定に伴う薬価引き下げや報酬体系の変更による影響が続くなか、医薬品や化粧品の堅調な販売によって売上総利益率は改善しましたが、出店費用等が増加し、増収減益となりました。

#### <ホームセンター（HC）事業>

HC事業の営業収益は503億73百万円（前年同期比3.6%増）、営業利益は23億2百万円（前年同期比6.0%減）となりました。

平成28年9月、「HCバロー可児坂戸店」（岐阜県可児市）を開設し、約3,400坪の広大な売場に建築資材等の専門性の高い商材を揃えるとともに、自動車タイヤ

の取付け・保管サービス「タイヤ市場」等を設置し、サービス部門の充実を図りました。同店舗の開設に先立ち、近隣の小型店2店舗を含む計3店舗を閉鎖した結果、当連結会計年度末現在の店舗数は35店舗となりました。また、専門性強化への起点となった旗艦店「HCバロー稲沢平和店」（愛知県稲沢市）の集客力を更に高めるため、増床を伴う改装を段階的に進め、平成28年11月にセルフサービス式ガソリンスタンドを設置し、平成29年2月には別棟にて「ペット館」を開設いたしました。

同事業におきましては、園芸・農業資材等が堅調に推移したほか、前期より強化カテゴリーとして位置づけるペット部門の伸張や「タイヤ市場」の展開拡大により、HCバローの既存店売上高は前年同期比で1.9%増加しました。平成29年2月、プリペイド式電子マネーにポイントサービスを付加した「Lu Vit（ルビット）カード」をHCバローへ先行導入したところ、優良顧客を中心に同カードの保有が進み、客単価の上昇に繋がりました。前期から当期にかけて開設した店舗も寄与し、増収となりましたが、旗艦店改装費用や次期に計画する店舗新設に係る人件費負担により、減益となりました。

#### <スポーツクラブ事業>

スポーツクラブ事業の営業収益は104億59百万円（前年同期比6.3%増）、営業利益は6億39百万円（前年同期比20.1%増）となりました。

同事業につきましては、低投資かつ月会費を抑えたフィットネスジム「Will\_G（ウィルジー）」を10店舗新設（うち1店舗はフランチャイズ契約により開設）し、当連結会計年度末現在の店舗数は75店舗となりました。会員数の増加やスタッフがサポートするストレッチング等の有料プログラムの伸張に加え、企業・自治体から受託したヘルスケア事業も拡大し、増収増益となりました。

#### <流通関連事業>

流通関連事業の営業収益は96億10百万円（前年同期比11.9%増）、営業利益は36億99百万円（前年同期比1.4%増）となりました。

流通事業に関連するその他のグループ企業では、環境負荷低減に繋がる設備導入を進めたほか、流通事業の規模拡大に的確に対応するためのインフラの改善やサービスレベルの維持向上に努めました。物流事業につきましては、「北陸物流センター」（富山県南砺市）で北陸地方のSM及びドラッグストアを対象に業務を行ってまいりましたが、ドラッグストアの業容拡大に対応すべく、平成28年11月に同センター南側にて「中部薬品北陸物流センター」を新設稼働いたしました。

#### <その他の事業>

その他の事業の営業収益は64億86百万円（前年同期比8.4%増）、営業利益は12億19百万円（前年同期比44.4%増）となりました。

その他の事業には、ペットショップ事業、衣料品等の販売業及び保険代理業等が含まれております。ペットショップ事業においては、平成29年2月に「ペット

フォレスト横浜永田台店」(神奈川県横浜市南区)を開設し、当連結会計年度末現在の店舗数は19店舗となりました。

また、経営管理業務の受託事業として、平成28年10月に株式会社コアサポートを設立いたしました。当社及び連結子会社の給与計算や決算業務等を段階的に同社に移管し、持株会社体制への移行目的の一つである、管理機能集約による効率化を進めております。

## 2. 資金調達等についての状況

### (1) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は224億46百万円であります。

その主なものは、スーパーマーケットの新設7店舗、45億25百万円、ドラッグストアの新設40店舗、74億90百万円、ホームセンターの新設1店舗、19億95百万円及び翌期以降の先行投資、7億77百万円であります。

### (2) 資金調達の状況

上記設備投資は主に自己資金でまかなっております。

## 3. 対処すべき課題

景気回復の維持への期待はあるものの、個人消費の低迷や世界経済における不確実性の高まり等を受け、先行きは依然として不透明な状況が続くと想定されます。小売業界におきましても、業態間競争や業界再編の進展、人材確保難等、引き続き厳しい局面が続くものと見込まれます。

このような環境下、中期3ヵ年経営計画の最終年度を迎える当社グループは、持続的な成長を支える基盤をより強固なものとするため、SM事業、ドラッグストア事業及びHC事業において競争力あるフォーマットを確立するとともに、製造小売業としてのビジネスモデル構築に向けて、商品力の向上に注力いたします。これらの事業活動を通じた収益性の改善と持株会社による経営資源の最適配分により、経営効率の改善を実現してまいります。平成30年3月期の新規出店につきましては、SM10店舗、ドラッグストア35店舗、HC1店舗、スポーツクラブ20店舗(フランチャイズ契約による開設を含む)、ペットショップ2店舗の計68店舗を計画し、既存店の伸張と併せて業容の拡大を図ります。

#### 4. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 57 期	第 58 期	第 59 期	第 60 期 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	454,180	470,564	497,463	520,530
経 常 利 益 (百万円)	15,311	16,108	17,586	16,762
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,162	9,214	10,759	10,522
1株当たり当期純利益(円)	177.95	178.91	208.87	205.83
総 資 産 額 (百万円)	235,131	245,386	255,916	269,488
純 資 産 額 (百万円)	82,949	90,881	99,027	107,727

(注) 1. 営業収益は、売上高と営業収入の合計であります。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

#### 5. 重要な親会社及び重要な子会社の状況

##### (1) 親会社との状況

該当事項はありません。

##### (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 バ ロ ー	100百万円	100.00%	スーパーマーケット事業
株 式 会 社 タ チ ヤ	30	100.00	スーパーマーケット事業
株式会社食鮮館タイヨー	90	100.00	スーパーマーケット事業
中部フーズ株式会社	95	100.00	食 品 加 工 業
中部薬品株式会社	1,441	100.00	ドラッグストア事業
株式会社ホームセンターパロー	100	100.00	ホームセンター事業
株式会社アクトス	80	100.00	スポーツクラブ事業
中部流通株式会社	52	100.00	食品、雑貨及び資材の卸売業
中部興産株式会社	300	100.00	物 流 事 業

## 6. 主要な事業内容

当社グループは、スーパーマーケット事業、ドラッグストア事業、ホームセンター事業、スポーツクラブ事業、流通関連事業及びその他の事業を営んでおります。

セグメント	事業の内容
スーパーマーケット事業	スーパーマーケットの営業、食品加工業、卸売業
ドラッグストア事業	ドラッグストアの営業、卸売業
ホームセンター事業	ホームセンターの営業、卸売業
スポーツクラブ事業	スポーツクラブの営業
流通関連事業	清掃業、設備メンテナンス業、物流事業、食品及び包装資材の卸売業
その他の事業	ペットショップ事業、衣料品販売業、保険代理業、観光施設の経営等

## 7. 主要な営業所

(当社)

本店 岐阜県恵那市大井町180番地の1  
 本部 岐阜県多治見市大針町661番地の1  
 名古屋本部 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目16番21号

(株)パロー)

本部 岐阜県多治見市大針町661番地の1  
 物流センター 可児チルド物流センター (岐阜県可児市)  
 可児ドライ物流センター (岐阜県可児市)  
 大垣物流センター (岐阜県大垣市)  
 北陸物流センター (富山県南砺市)  
 北陸第2物流センター (富山県南砺市)  
 静岡総合センター (静岡県島田市)  
 一宮物流センター (愛知県一宮市)  
 豊田物流センター (愛知県豊田市)  
 福井チルド物流センター (福井県福井市)  
 福井ドライ物流センター (福井県福井市)  
 プロセスセンター 北陸プロセスセンター (富山県南砺市)  
 大垣プロセスセンター (岐阜県大垣市)  
 福井畜産プロセスセンター (福井県福井市)  
 静岡プロセスセンター (静岡県島田市)  
 可児プロセスセンター (岐阜県可児市)  
 可児青果センター (岐阜県可児市)  
 福井水産プロセスセンター (福井県福井市)



## (株)中部薬品(株)

本 部 岐阜県多治見市高根町4丁目29番地  
 物流センター 中部薬品物流センター (岐阜県多治見市)  
 一宮物流センター (愛知県一宮市)  
 静岡物流センター (静岡県島田市)  
 北陸物流センター (富山県南砺市)

## (株)ホームセンターパロー

本 部 岐阜県多治見市大針町661番地の1  
 物流センター HC物流センター (岐阜県多治見市)  
 第四物流センター (岐阜県多治見市)  
 旭ヶ丘センター (岐阜県多治見市)

## (株)アクトス

本 部 岐阜県多治見市希望ヶ丘4丁目75番3

## (店 舗)

セグメント	会 社 名	都道府県別店舗数
スーパーマーケット事業	(株)パロー	岐阜県69 愛知県57 三重県 8 静岡県20 富山県14 石川県15 福井県25 長野県10 新潟県 3 滋賀県14 京都府 1 山梨県 1 大阪府 1
	(株)タチヤ	愛知県 8 岐阜県 4 三重県 2
	(株)食鮮館タイヨー	静岡県17
	(株)公正屋	山梨県 5
	VARO CO., LTD.	韓国 1
ドラッグストア事業	中 部 薬 品 (株)	岐阜県117 愛知県130 三重県 10 静岡県 11 富山県 33 石川県 17 福井県 15 滋賀県 4
ホームセンター事業	株)ホームセンターパロー	岐阜県23 愛知県 8 三重県 4
スポーツクラブ事業	(株)アクトス	岐阜県11 愛知県20 三重県 8 静岡県 3 富山県 2 石川県 1 福井県 1 新潟県 2 長野県 1 滋賀県 1 京都府 2 大阪府 3 兵庫県 9 岡山県 1 愛媛県 2 福岡県 1 岩手県 1 栃木県 1 東京都 3 神奈川県2
その他の事業	株)ホームセンターパロー (ペットショップ)	岐阜県 2 東京都 7 神奈川県 8 埼玉県 1 栃木県 1
	株)パローホールディングス他1社	岐阜県 2 愛知県 1 静岡県 1

## 8. 従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度 末比増減
スーパーマーケット事業	3,068名	123名
ドラッグストア事業	890	130
ホームセンター事業	582	90
スポーツクラブ事業	341	49
流通関連事業	494	28
その他の事業	64	7
全社(共通)	118	△11
合計	5,557	416

(注) 従業員数には、パートタイマー(21,780名)は含まれておりません。

## 9. 主要な借入先及び借入額

主要な借入先	借入額
農林中央金庫	16,541百万円
株式会社十六銀行	6,458
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,310
株式会社日本政策投資銀行	5,743

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 200,000,000株
2. 発行済株式の総数 52,661,699株(自己株式1,529,642株含む)
3. 株主数 14,497名
4. 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
農 林 中 央 金 庫	2,542,800株	4.97%
株 式 会 社 十 六 銀 行	2,536,240	4.96
公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	2,400,000	4.69
田 代 正 美	1,571,646	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,426,500	2.78
伊 藤 友 子	1,360,500	2.66
株 式 会 社 子 雲 社	1,326,800	2.59
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,256,240	2.45
シービーニューヨーク オープス エスアイシーアーヴィー	1,213,270	2.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,172,500	2.29

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## III. 会社の新株予約権等に関する事項

### 1. 当社役員が保有している新株予約権等に関する事項

#### 第2回新株予約権

- (1) 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- (2) 新株予約権の行使価額 1個につき133,000円
- (3) 新株予約権の行使条件 ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。  
②新株予約権の相続はこれを認めない。

③その他権利行使の条件は、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (4) 新株予約権の行使期間 平成25年8月30日から平成30年8月28日まで  
(5) 当社役員の保有状況  
該当事項はありません。

### 第3回新株予約権

- (1) 新株予約権の払込金額 払込を要しない  
(2) 新株予約権の行使価額 1個につき373,300円  
(3) 新株予約権の行使条件 ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。  
②新株予約権の相続はこれを認めない。  
③その他権利行使の条件は、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。  
(4) 新株予約権の行使期間 平成29年9月1日から平成34年8月30日まで  
(5) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	580個	普通株式 580,000株	7人

## 2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。



株式会社食鮮館タイヨー  
 株式会社コアサポート  
 株式会社V Flower  
 株式会社主婦の店商事中部本社  
 株式会社Vソリューション  
 株式会社アクトス

株式会社公正屋  
 株式会社株式会社バローファーム海津  
 株式会社岐東ファミリーデパート  
 株式会社福井中央漬物  
 株式会社ホームセンターバロー  
 株式会社タチヤ

6. 重要な兼職の状況に記載の一般社団法人日本食農連携機構、公認会計士秦博文事務所、佐藤食品工業株式会社、伊藤時光税理士事務所及び株式会社ウツノと当社との関係で記載すべき事項はありません。
7. 取締役鈴木一宏氏、今井俊幸氏、山下隆夫氏、伊藤正彦氏及び三宅泰徳氏は、平成28年6月30日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
8. 監査役佐々木公氏、市川康夫氏、豊田滋氏及び廣田輝夫氏は、平成28年6月30日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
9. 当社は社外取締役と責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
  - ・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 2. 当社の会社役員に対する報酬

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	15名 (2名)	273百万円 (3百万円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	22百万円 (13百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	8百万円 (3百万円)
計	24名	304百万円

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額67百万円(監査等委員を除く取締役67百万円)、役員退職慰労引当金繰入額23百万円(取締役23百万円、監査役0百万円)及びストックオプションとして付与した新株予約権にかかる株式報酬費用12百万円(取締役15百万円)を含めております。
2. 上記のほか、当該事業年度に役員退職慰労金を下記の通り支給しております。
 

退任取締役	4名	53百万円
退任監査役	1名	8百万円
退任社外監査役	3名	10百万円

### 3. 社外役員に関する事項

区 分	氏名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	増 田 陸奥夫	当事業年度に開催された当事業年度の取締役会及び監査等委員会すべてに出席し、主に金融機関に勤務した豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	秦 博文	当事業年度に開催された当事業年度の取締役会及び監査等委員会すべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	伊 藤 時 光	就任後開催された当事業年度の取締役会及び監査等委員会すべてに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。

### V. 会計監査人に関する事項

#### 1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

#### 2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	63百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬額の見積りの算定根拠について確認し、検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法に基づく監査の額の区分をしておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
3. 当社の子会社である株式会社パロー及び中部薬品株式会社は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 3. 会計監査人との責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集され

る株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の概要

### ①処分対象

新日本有限責任監査法人

### ②処分内容

- ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

## VI. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

今後の長期的・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主各位に対して、安定的かつ継続的な配当と利益還元を行うことを基本方針としております。

当期末配当金につきましては、平成29年5月9日に発表の通り前期より2円増配し、21円と決定いたしました。これにより、中間配当金19円と合わせた年間配当金は、前年より4円増配の40円となります。

また、内部留保につきましては、グループ事業の拡大に向けた事業基盤強化のための投融資に有効活用いたします。

---

（注） 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。



## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>69,045</b>	<b>流動負債</b>	<b>95,020</b>
現金及び預金	14,818	支払手形及び買掛金	36,718
受取手形及び売掛金	7,241	短期借入金	16,954
商品及び製品	33,911	1年内償還予定の社債	40
原材料及び貯蔵品	507	1年内返済予定の長期借入金	17,678
繰延税金資産	1,832	リース債務	1,500
その他	10,741	未払法人税等	2,951
貸倒引当金	△7	賞与引当金	2,531
<b>固定資産</b>	<b>200,443</b>	役員賞与引当金	136
<b>有形固定資産</b>	<b>155,697</b>	ポイント引当金	647
建物及び構築物	95,485	未回収商品券引当金	215
機械装置及び運搬具	2,628	資産除去債務	3
土地	38,556	その他	15,643
リース資産	8,451	<b>固定負債</b>	<b>66,740</b>
建設仮勘定	3,242	社債	10,060
その他	7,333	長期借入金	31,512
<b>無形固定資産</b>	<b>8,402</b>	リース債務	9,486
のれん	751	繰延税金負債	140
リース資産	11	役員退職慰労引当金	868
その他	7,639	退職給付に係る負債	3,049
<b>投資その他の資産</b>	<b>36,343</b>	資産除去債務	5,625
投資有価証券	2,290	預り保証金	5,879
長期貸付金	794	その他	116
繰延税金資産	4,231	<b>負債合計</b>	<b>161,761</b>
差入保証金	25,830	<b>純資産</b>	<b>の部</b>
その他	3,415	<b>株主資本</b>	<b>106,522</b>
貸倒引当金	△219	資本金	11,916
<b>資産合計</b>	<b>269,488</b>	資本剰余金	12,722
		利益剰余金	84,442
		自己株式	△2,558
		その他の包括利益累計額	534
		その他有価証券評価差額金	364
		為替換算調整勘定	139
		退職給付に係る調整累計額	30
		新株予約権	96
		非支配株主持分	573
		<b>純資産合計</b>	<b>107,727</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>269,488</b>

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		501,627
売上原価		377,610
営業利益		124,016
営業外収益		18,903
販売費及び一般管理費		142,919
営業外収益		127,480
受取利息	109	
受取配当金	33	
受取手賃	932	
受取業務の他	627	
営業外費用	1,349	3,052
支払資産の利息	714	
不動産の投資損失	509	
分りばての他	46	
その他	304	
経常利益	154	1,729
特別利益		16,762
固定資産売却益	22	
違約金の収入	17	
その他	228	
特別損失	39	307
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	106	
固定資産減損	663	
固定資産圧縮損	228	
投資有価証券の評価損	3	
貸倒引当金の繰入	20	
その他	177	
税金調整前当期純利益		1,199
法人税、住民税及び事業税	5,819	15,870
法人税等調整額	△519	5,300
当期純利益		10,570
非支配株主に帰属する当期純利益		47
親会社株主に帰属する当期純利益		10,522

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>51,166</b>	<b>流動負債</b>	<b>80,421</b>
現金及び預金	8,036	買掛金	1
売掛金	3,306	短期借入金	11,660
商品	0	関係会社短期借入金	19,743
貯蔵品	21	1年内返済予定の長期借入金	14,948
前払費用	1,591	リース債	169
繰延税金資産	169	未払法人税等	30,392
関係会社短期貸付金	30,815	未払法人税	148
未収入金	3,282	未払費用	194
その他の	3,942	前払受金	445
<b>固定資産</b>	<b>145,214</b>	前商取り	499
<b>有形固定資産</b>	<b>102,757</b>	預賞与引当金	1,346
建物	58,710	役員賞与引当金	49
構築物	6,868	未回収商品券引当金	67
機械及び装置	1	未回収商品券引当金	215
車両運搬具	3	店舗閉鎖損失引当金	6
器具及び備品	193	設備支払手形	18
土地	33,124	営業外電子記録債	154
リース資産	1,940	その他	327
建設仮勘定	1,915	<b>固定負債</b>	<b>53,710</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>5,924</b>	社長借入金	10,000
のれん	5	関係会社長期借入金	28,097
借地権	4,897	リース借入金	100
商標	6	長期前払受金	2,748
ソフトウェア	954	退職給付引当金	196
電話加入権	60	退職慰労引当金	2,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>36,532</b>	役員退職慰労引当金	525
投資有価証券	1,045	資産除去債	3,299
関係会社株式	13,835	預保証	6,742
出資金	46	<b>負債合計</b>	<b>134,131</b>
関係会社長期貸付金	1,985	<b>純資産の部</b>	
長期前払費用	1,418	株主資本	61,859
繰延税金資産	1,995	資本金	11,916
差入保証金	17,087	資本剰余金	12,720
その他の	436	資本準備金	12,670
貸倒引当金	△1,318	その他資本剰余金	49
<b>資産合計</b>	<b>196,381</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>39,780</b>
		利益	322
		その他利益剰余金	39,458
		建物圧縮積立金	64
		別途積立金	28,000
		繰越利益剰余金	11,393
		<b>自己株</b>	<b>△2,558</b>
		評価・換算差額等	293
		その他有価証券評価差額金	293
		<b>新株予約権</b>	<b>96</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>62,249</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>196,381</b>

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売上高		57
売上原価		16
営業総収入		40
営業総利益		33,462
販売費及び一般管理費		33,502
営業外収入		29,759
営業外利益		3,743
受取利息	119	
受取当金	16	
受取手数料	11	
受取貸料	19	
受取補助料	182	
受取補助料	69	
受取補助料	129	
受取補助料	143	
営業外費用		692
支払利息	400	
支払手数料	52	
支払手数料	304	
支払手数料	47	
経常利益		805
特別利益		3,630
固定資産売却益	3	
固定資産売却益	125	
固定資産売却益	77	
固定資産売却益	58	
特別損失		266
固定資産除却損失	33	
固定資産除却損失	98	
固定資産除却損失	150	
固定資産除却損失	77	
固定資産除却損失	209	
固定資産除却損失	112	
税引前当期純利益		681
法人税、住民税及び事業税	536	
法人税、住民税及び事業税	130	
当期純利益		3,215
		667
		2,547

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月25日

株式会社 バローホールディングス  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 眞吾 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 倉持 直樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バローホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バローホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月25日

株式会社 パローホールディングス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 眞吾 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 倉持 直樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パローホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月29日

株式会社パローホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 久 保 香一郎 ㊟

監査等委員 増 田 陸奥夫 ㊟

監査等委員 秦 博 文 ㊟

監査等委員 伊 藤 時 光 ㊟

(注) 監査等委員増田陸奥夫、秦泰文および伊藤時光は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場のご案内

開催場所が前年と異なっております。お間違えのないようお願い申し上げます。

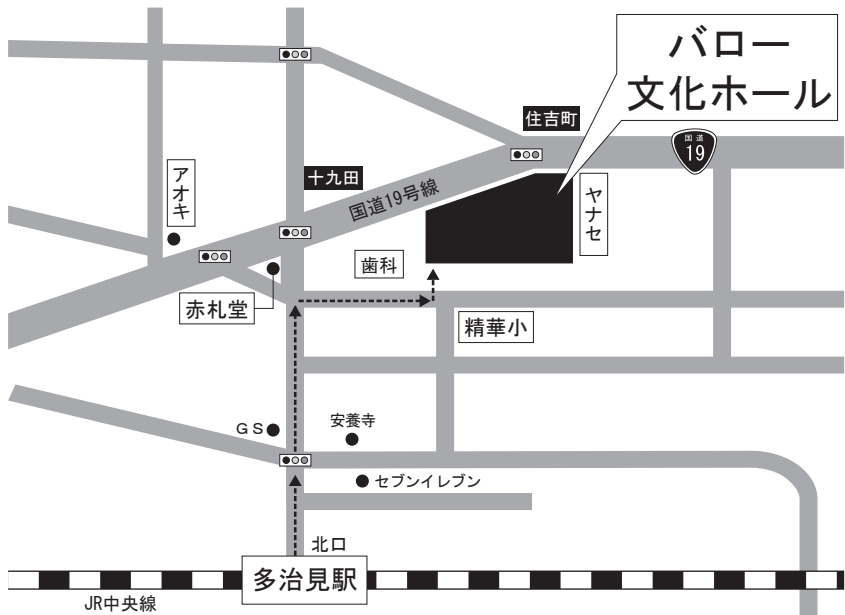
### バロー文化ホール

所在地：岐阜県多治見市十九田町2番地の8

日時：2017年6月29日 午前10時

受付開始時刻は、午前9時を予定しております。

### <ご案内図>



### <交通のご案内>

1. JR多治見駅北口より、会場までは徒歩約15分です。  
(JR多治見駅北口より送迎バスを運行いたしますので、ご利用ください。)
2. 会場駐車場は、駐車台数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。また、会場近隣の店舗等への無断駐車は、ご遠慮頂きますようお願い申し上げます。有料駐車場をご使用の際は、ご負担をお願いいたします。